

# Kawasaki Report

川崎重工業株式会社 [www.khi.co.jp](http://www.khi.co.jp) 広報室 (東京) Tel. (03) 3435-2130  
(神戸) Tel. (078) 371-9531

No. 2004052

2004年9月2日

各 位

会 社 名 川崎重工業株式会社  
(コード番号 7012 東京 大阪 名古屋 )  
問 合 せ 先 責任者氏名：財務経理部長 高尾光俊  
問 合 せ 窓 口：広報室  
(TEL 03 - 3435 - 2130)

## 2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行条件の決定に関するお知らせ

当社は、平成16年9月2日開催の当社取締役会において決議いたしました2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本新株予約権」という。）の発行に関し、発行条件等を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 新株予約権に関する事項

- |  |                 |
|--|-----------------|
| 1. 本新株予約権の発行価額                                 | 無償とする。          |
| 2. 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額                       | 本社債の発行価額と同額とする。 |
| 当初転換価額*  | 232円            |
| (参考)   |                 |
| 発行条件決定日(平成16年9月2日)における株価等の状況                   |                 |
| イ. 株式会社東京証券取引所における株価(終値)                       | 165円            |
| ロ. アップ率〔{(転換価額)/株価(終値)} - 1〕×100〕              | 40.61%          |
| * 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき当社普通株式1株あたりの額を「転換価額」という。 |                 |
| 3. 新株の発行価額中の資本組入額                              | 1株につき116円**     |

\*\* 本新株予約権1個が上記当初転換価額により行使された場合の資本組入額

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

4. 新株予約権の発行価額 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本  
を無償とする理由及び 社債からの分離譲渡はできず、本新株予約権が行使されると代用払込によ  
その行使に際して払込 り本社債は消滅し、かつ本社債が繰上償還されると本新株予約権の行使請  
をなすべき額の算定理 求期間が終了するなど、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連するこ  
由 ことを考慮し、また、本新株予約権の価値と、本社債に本新株予約権を付し  
た結果、本新株予約権付社債全体の発行に際し、本社債の利率、発行価額  
その他の発行条件により当社が得ることのできる経済的価値とを勘案し  
て、その発行価額を無償とした。本新株予約権付社債が転換社債型新株予  
約権付社債であることから本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべ  
き額は本社債の発行価額と同額とし、当初の転換価額は上記2.記載のとおり  
とした。

(ご 参 考) 2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の概要

- (1) 社債の発行総額 220億円及び幹事引受会社の権利の行使により追加的に発行される本社債  
の額面金額合計額並びに本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場  
合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債  
券に係る本社債の額面金額合計額の合計額
- (2) 発行決議日 2004年9月2日
- (3) 申込期間 該当なし
- (4) 払込期日及び発行日 2004年9月21日(ロンドン時間)
- (5) 新株予約権の行使請求 2004年10月12日から2011年9月16日の営業終了時(行使請求地時間)までと  
期間 する。但し、(i)当社の選択による繰上償還の場合には、当該償還予定日の  
東京における3営業日前の日の営業終了時(行使請求地時間)まで、( )本  
新株予約権付社債所持人の選択による繰上償還の場合には、償還通知書が  
支払・新株予約権行使請求受付代理人の営業所に預託された時まで、( )期  
限の利益喪失の場合には、期限の利益喪失時まで、( )買入消却の場合に  
は、本社債が消却され又は消却のために引渡された時までとする。上記い  
ずれの場合も、2011年9月16日より後に本新株予約権を行使することはでき  
ない。上記の行使請求期間経過後は、その時点で残存するすべての本新株  
予約権は無効となり、行使不能となる。
- (6) 償 還 期 限 2011年9月30日

以 上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。